三条市火葬場指定管理者募集要項

三条市火葬場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び三条市火葬場条例（平成20年条例第25号）第３条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

１　施設の概要

項目	内容
施設名称	三条市槻の森斎苑
所在地	三条市月岡3722番地
敷地面積	16,891.59㎡
建築構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　２階建
延床面積	2,219.90㎡（１階1,888.48㎡、２階331.42㎡）
火葬炉設備	火葬炉数　５基（使用燃料：灯油）
主な諸室	玄関ホール、告別室（２室）、炉前ホール、待合室（最大４室）待合ロビー（２か所）、収骨室（２室）、控室兼救護室、事務室他
屋外施設等	駐車場（一般用13台、マイクロバス４台、障がい者用４台） 芝生広場　約1,000㎡ 調整池　約300㎡ 屋外便所（男女及び多目的便所）１か所　5.14㎡ 東屋　９㎡

２　管理の基準

(1) 開場時間等

項目	内容
開場時間	午前８時30分から午後５時30分まで
休場日	１月１日及び１月２日
	市長が必要と認めたときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(2) 施設の使用許可の基準

火葬場（芝生広場を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、火葬場の使用を許可しません。

ア　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

イ　建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。

ウ　その他管理上支障があると認めたとき。

(4) 使用料

火葬場の使用者は、次表に掲げる使用料を市長に前納します。

区　分		単位	使　用　料	
			市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
火葬炉	12 歳以上	1 体	無料	30,000 円
	12 歳未満	1 体	無料	15,000 円
	死産児	1 体	無料	7,000 円
	身体の一部	1 個	無料	7,000 円
霊安室		1 日	無料	5,000 円

(5) 施設使用条件等の基準（使用条件の変更、使用の停止、使用許可の取消し等）

市長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア　使用者が三条市火葬場条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ　その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。

3　業務の範囲

(1) 火葬及びこれに付随する業務

(2) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4　応募資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問いません。また、グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

(2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は、応募することはできません。

ア　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続をしている法人

エ　最近 3 年間において、市税・法人税又は消費税･地方消費税を滞納している者

オ　応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

カ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 92 条の 2、第 142 条、（同法第 166 条第 2 項及び第 168 条第 7 項の規定により準用する場合を含む。）第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等

キ　その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

５　施設見学会

施設見学会を次のとおり開催します。参加人数は１法人及びその他の１団体につき３人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 施設見学日程

ア　開催日

令和５年８月 23 日（水）

イ　集合場所

三条市槻の森斎苑

(2) 参加申込み

ア　文書（郵便、FAX 又は電子メール）で次の事項を記入の上、申込みください。

(ア)法人名又は団体名

(イ)法人又は団体の住所

(ウ)代表者名

(エ)参加者名

(オ)担当者名

(カ)連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）

イ　申込締切日

令和５年８月 18 日（金）

ウ　申込先

〒955－8686

三条市旭町二丁目３番１号

三条市役所　市民部　市民窓口課

電　話：0256－34－5540（直通）

0256－34－5511（代表）　内線 292

ＦＡＸ：0256－31－1105

e-mail：madoguchi@city.sanjo.niigata.jp

６　応募方法

(1) 応募書類（２部提出）

ア　指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ　登記事項証明書（全部事項証明書）：法人のみ

エ　納税証明書：課税対象団体のみ

申請書提出時の３か月以内の証明としてください

オ　団体の経営状況を証明する書類

(ア)法人･･･直近２か年間の財産諸表、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書

(イ)その他の団体･･･上記に準ずる書類

カ　事業計画書（様式第２号）

キ　収支予算書（様式第３号）

ク　団体の概要書（様式第４号）

ケ　その他（自主事業提案書（様式第５号）等）

※　応募関係書類につきましては、市民窓口課窓口に備付けてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 応募期間

令和５年８月 14 日（月）から令和５年９月 29 日（金）までの、土日、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）してください。

(3) 提出場所

〒955－8686

三条市旭町二丁目３番１号

三条市役所　市民部　市民窓口課

電　話：0256－34－5540（直通）

0256－34－5511（代表）　内線 292

ＦＡＸ：0256－31－1105

e-mail：madoguchi@city.sanjo.niigata.jp

7　選定方法について

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し、審査・選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア　選定結果は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。(11 月下旬頃を予定)

イ　指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て指定されます。

(3) 選定の基準

別紙審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。開催日時等については、別途通知します。

8　指定期間

令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

９　指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料総額（概算額）　246,776,000 円

(2) 支払方法

会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払い時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の独立した口座で管理することになります。

(4) 指定期間中の指定管理料総額（概算額）に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、燃料費、電気使用料、電話使用料、設備保守点検料等）

(5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

(7) その他経費の取扱い

指定期間中の指定管理料総額（概算額）に含まれていない、修繕及び施設整備に要する経費については、市との協議を要します。

10　協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

11　業務の準備

指定管理者は、指定管理者の指定から協定発効までの間、業務の習得、必要書類の作成、各種印刷物の作成等、指定管理業務を行うための準備を十分に行うものとし、その費用は、すべて指定管理者として指定された団体の負担とします。

12　質問等について

この要項等の内容に関する質問は、次により受け付けます。

(1) 提出方法

質問は、別添の質問書により、郵便、FAX 又は電子メールで提出ください。

なお、電話による問い合わせは受け付けません。

(2) 提出期間

令和５年８月 30 日（水）午後５時まで必着のこと。

(3) 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。

13　その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、軽微な錯誤による変更などを除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開することになりますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。